

自然災害時の対応について

臨時休業措置の措置基準

◎ 午前7時現在、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

発 令	警 戒 レベル	臨 時 休 校 の 基 準
注意報	2	通常授業です。
高齢者等避難 ※大阪市発表	3 以上	河川氾濫の避難情報に学校の住所（生野区小路2－24－40）が該当する場合 「寝屋川・平野川・平野川分水路及び大和川の氾濫」 ※気象庁が発表する気象情報のレベル3は含まれません。
警報	3	暴風・暴風雪

▲▲警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難▲▲

危険警報	4	大雨・土砂災害・高潮
特別警報	5	大雨・暴風・暴風雪・大雪・高潮・波浪

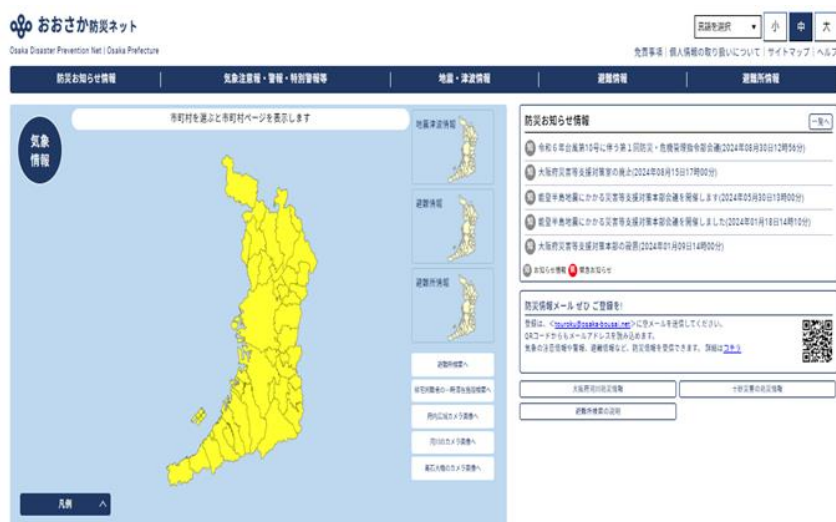
地震（大阪市内のいずれかの地域において）

震度5弱以上	気象庁発表
--------	-------

情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

- 大阪市 HP（発令した場合、トップ画面に表示されます。）
 - おおさか防災ネット（[メール登録もできます](#)）
 - 大阪市危機管理室 X
 - LINE 大阪市公式アカウント
 - NHK速報
 - 防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます。）
 - 緊急速報メール（受信できない機種もあります）
- ※地震発生時と同様にメールが自動的に配信されます。

「大阪 880 万人訓練」と同様の
放送とメール配信があります。



【確認の方法】

- 1 「おおさか防災ネット」で検索する。
- 2 地図より「大阪市」をクリックする。
- 3 避難情報の欄を確認する。

＊居住区域に警戒レベル3以上の発令があった場合、学校園は臨時休業。（河川氾濫の場合）

※ただし、①～③にかかわらず、登校時の安全が確保できない事態の発生その他、学校周辺の緊急事態が生じた場合、もしくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態が生じた場合、またはこれらの事態が生じる恐れがある場合には、学校長の判断により臨時休業措置をとる場合があります。

- ◎ 児童が登校している場合や始業時刻後、左記①～③の態様及び規模の災害等が発生した場合
- ・通学路、校区内の安全を確認した後、【保護者メール（ミマモルメ）】【学校ホームページ】により下校時刻の連絡をし、保護者引き取りにより下校します。
 - ・通信手段のまひ、保護者の方の帰宅困難、被災等が想定されますので、お迎えに来られるまで、児童は学校で待機させます。

（その際には【保護者メール（ミマモルメ）】【学校ホームページ】によりお知らせします。）

※登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校、その他、近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるのか等、ご家庭でもあらかじめ話し合いをしておいてください。

【休業中に発令された場合】

- PTA行事等におきましても同様の対応をとります。

【いきいき活動参加中】

- 在校時の対応に準じます。